

処 分 基 準

B - e - 3 7

平成 2 9 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 :	道 路 交 通 法
根 拠 条 項 :	第 1 0 8 条 の 3 1 第 3 項
処 分 の 概 要 :	都 道 府 県 交 通 安 全 活 動 推 進 セ ン タ ー に 対 す る 措 置 命 令
原 権 者 (委 任 先) :	愛 知 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め :	<ul style="list-style-type: none">・ 道 路 交 通 法 第 1 0 8 条 の 3 1 (都 道 府 県 交 通 安 全 活 動 推 進 セ ン タ ー)
審 査 基 準 :	<ul style="list-style-type: none">・ 処 分 の 性 質 上 、 個 別 具 体 的 な 判 断 を せ ぎ る を 得 な い も の であ っ て 、 法 令 の 定 め 以 上 に 具 体 的 な 基 準 を 定 め る こ と が 困 難 である と 認 め ら れ る も の である から 。
問 い 合 わ せ 先 :	警 察 本 部 交 通 総 務 課 交 通 死 亡 事 故 抑 止 総 合 戦 略 室 (0 5 2 - 9 5 1 - 1 6 1 1 内 線 5 0 3 3)
備 考 :	